

我孫子市議会議会報告会等実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、我孫子市議会基本条例（平成26年我孫子市条例第00号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づく議会報告会及び市民との意見交換の実施について必要な事項を定めるものとする。

（議会報告会）

第2条 条例第6条第1項に規定する議会報告会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するものをいう。

2 議会報告会は、年1回以上開催するものとする。

3 議長は、議会報告会の実施を議会運営委員会に諮って決定するものとする。

（市民との意見交換）

第3条 条例第6条第2項に規定する市民との意見交換は、我孫子市議会委員会条例に規定する委員会が、多くの市民の意見を議会の意思決定に反映させるため、様々な行政課題に応じて市民と意見交換するものをいう。

2 委員会は、市民との意見交換を開催する場合は、目的、時期、場所等を議長に通知し、あらかじめ承認を得なければならない。

3 市民との意見交換を行った委員会は、議長に成果・効果等の報告書を提出するものとする。

4 第1項の規定に関わらず、議長が必要と認めた場合は、市民との意見交換の実施を議会運営委員会に諮って決定するものとする。

（記録及び公表）

第4条 議会報告会及び市民との意見交換の記録は要点記録とする。

2 前項に規定する要点記録及び前条第3項に規定する報告書は市議会のホームページで公開するものとする。

（市長への報告）

第5条 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が市長に文書で報告するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。